

ハンセン病患者の檻，隔離法廷，冤罪藤本事件

専修大学法科大学院教授 矢澤 昇 治

今，激震に苛まれる肥後の国

樁の不知火海，船の墓場，静かなる死病，水俣病¹⁾

本妙寺部落の一斉掃蕩，回春病院，世界一のライ病センター設立

“ブルー・パージ”，熊本地裁宮本判事補の再任拒否

檻（強制収容），無癩政策の人身御供，藤本ダイナマイト事件，隔離法廷

冤罪藤本事件，証拠保全手続違背，実質的弁護の不在，「凶器」鑑定疑問

目 次

- I. 熊本におけるハンセン病対策
 - 1. 明治40年法律11号「癩予防に関する件」
 - 2. 施行規則による入所者に対する懲戒検束権の導入
 - 3. 本妙寺部落一掃に象徴されるハンセン病患者への弾圧
- II. 藤本事件の背景—無らい県運動
- III. 藤本ダイナマイト事件の発生
 - 1. 藤本ダイナマイト事件
 - 2. 藤本ダイナマイト事件判決（熊本地裁1952年6月9日）〈資料〉
 - 3. 冤罪藤本事件の端緒—控訴審中の逃亡
- IV. 裁判所以外における開廷場所の指定にかかる指示書
 - 1. 裁判所以外における開廷場所の指定について
 - 2. 『ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書』（2016年4月25日）
 - 3. 最高裁判所事務総局事務次長 石田和外
- V. 2016年4月付調査報告書の疑問
 - 1. ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する最高裁事務総局内における調査者委員会の設置の問題性
 - 2. ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会の設置にかかる問題性

3. 有識者委員会による調査が、調査報告ではなく、意見書として取り上げられていないことが不可解であること
 4. 調査報告書の内容の問題点
- VI. 2016年4月25日「最高裁 違憲回避ありき」
1. 見識者委員会の意見骨子
 2. 三者の異なる謝罪内容の違和感
 3. 三者の会見と談話の評価
- VII. 冤罪藤本事件
1. 特別法廷の裁判で死刑の判決
 2. 全患協の救援活動
 3. 公判の経緯と突然の死刑執行
 4. 藤本事件の核心
 5. 裁判の法律上の問題
 6. 終わりに

I. 熊本におけるハンセン病対策

1. 明治40年法律11号「癩予防に関する件」

明治40年の法律11号「癩予防に関する件」により、全国を区域にわけ、その第5の区域として、九州には、熊本、九州療養所（現在の菊池恵楓園）が公立の療養所として設けられた。しかし、わが国は、自国のハンセン病患者の救済を一部の外国人宣教師や篤志家に委ねる程度の対応しか取らなかった。

では、人がハンセン病に罹患したとすれば、どうしたらよいか。

「家族を悲劇の道連れにしたくなければ、首を吊るか——「癩病なれば、四国西国巡礼すれば治るといふので、近所に仕度を問ひ合せて、すぐに四国こしらへをし」、あるいは「茲に始めて浮浪の徒となれり。癩病患者は常に南無大師遍照金剛を唱へ、其の業病の恥を世間にさらせば全治すると聞けるより、之を唱へつつもなき東海道を野宿に野宿を重ね」という生き方しかなかった」（癩予防協会編『癩者の告白』昭和9年刊）という²⁾。

しかし、「癩予防に関する件」と称する法律は、ハンセン病の予防として全く機能せず、浮浪者として生きざるをえなかったライ病患者を取り締まることを主たる目的としていた。後に、一斉掃討の対象となる九州療養所の状況は、以下のように

誌されている。

「禁制シアル酒煙草ノ類ヲ私カニ購求スル者アルヲ聞知シ居リシモ、其現行ヲ認ムル能ハザリシニ、五月二十九日殊ニ悪奸ト認メ居リタル群馬県生レノ笠原長蔵外二名脱柵シタルヲ發見本妙寺へ向ヒタル様子ナルヲ以テ翌朝同所巡查へ電話ヲ以テ搜索方依頼置キシニ、同三十一日所在ヲ發見シタルニ付、不取敢巡視一名差向ケ身柄引取り帰ラシメタリ。依テ其当時、犯シタル本人等ハ勿論、他ノ患者取締上ノ必要上ヨリ各五日間ノ減食処分ヲ執行懲戒ヲ為シタリ。之ガ開所以来処分執行ノ嚆矢ニテ、其ノ後共懲戒的処分アルヲ現ニ目撃シツツアル今尚違反者アルハ斯業上大ニ遺憾」と記されている。

これは、熊本県知事に開所の翌年提出された報告書によっているが、「周囲ノ雨水溝ヲ巾五尺、深サ五尺ニ塹壕的ニ、脱柵防止」を図った結果がこれであった。しかし、笠原長蔵なる者達が柵を越え、療養所を脱したからといっても、笠原等がいかなる違法行為をしたというのであるか。

こうして、ハンセン病人所者は、法的な根拠がなくても、無慈悲な政策と管理の下で檻の中に隔離され、何らの楽しみや慰める機会を与えられることもなく、警察官の経験のある所長や職員が支配し、療養所内には派出所が設けられ、日夜巡查の厳しい監視下で生活することを余儀なくされていたのである。特に、草津の特別病室なる「重監房」はその典型であろうが、監房の外の療養所として何ら事情が異なる訳ではなかった。

2. 施行規則による入所者に対する懲戒検束権の導入

しかるに、「癩予防に関する件」には、新たな条項として、第4条2項「療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被救護者ニ対シ必要ナル懲戒又ハ検束ヲ加フルコトヲ得」が追加される。

そして、政府は、1916（大5）年6月、内務省令第六号をもって、「癩予防ニ関スル施行規則」をも改正、次のように書き加えたのである。

- 第五条ノ二 療養所ノ長ハ被救護者ニ対シ左ノ懲戒又ハ検束ヲ加フルコトヲ得
- 一 遣責
 - 二 三十日以内ノ謹慎
 - 三 七日以内常食量二分ノ一マデノ減食

四 三十日以内ノ監禁

前項第三号ノ処分ハ第二号又ハ第四号ノ処分ト併科スルコトヲ得第一項第四号ノ監禁ニ付テハ情状ニ依リ管理者タル地方長官又ハ代用療養所所在地地方長官ノ認可ヲ經テソノ期間ヲニカ月マデ延長スルコトヲ得

第五条ノ三 前条ノ外懲戒又ハ検束ニ関シ必要ナル細則ハ管理者タル地方長官又ハ療養所所在地地方長官ノ認可ヲ經テ療養所ノ長之ヲ定ム

政府は、入所者の不満に対して、療養所の質的向上を図ることにより対処したのではなく、逆に、「救護」に代えて「懲罰」を導入し、入所患者の懲戒検束権の条項、同「施行細則」、さらに「患者心得」により厳しくしつけ、患者には、檻の中での隔離に従順であることを、懲罰付きで実現する体制を構築したのである。他日、この檻の構築について、単なる違法性だけではなく、その合憲性が問われることは当然であるといわなければならない。

3. 本妙寺部落一掃に象徴されるハンセン病患者への弾圧

(1) 本妙寺事件

熊本には、本妙寺という高名な日蓮宗の寺がある。肥後の領主となった加藤清正の廟所があり、九州一円の庶民信仰の中心とされてきた。この寺で、1940年、いわゆる本妙寺事件が勃発する³⁾。この寺の石段には、ハンセン病患者が並び寺の参詣者に喜捨を強要していたといわれる。患者の多くは、相愛更生会という秘密結社めいた団体に入り厚生省、県知事、学務課、社会課の証明書、本妙寺の住職の感謝状を偽造し、一般人に寄付を強要したともいわれる。近づいてきた戦争の影響もあるといわれるが、ハンセン病療養所所長ら、熊本市北警察署などが本妙寺の癩病部落の掃蕩を計画した。この部落は、無らい県運動の一環で九州療養所などから逃れて来た者などにより、一つの部落として形成されていたが、ハンセン病療養所所長らがこの4つの集落を、7月9日の早朝5時に、患者と関係者の強制収容・退去処分、家屋の焼却、家禽の処分などを徹底して行った事件である⁴⁾。

(2) 回春病院の強制解散

ハンナ・リデル女史は、明治26(1893)年イギリス国教会の伝道師として熊本に赴任した。彼女は、本妙寺でハンセン病患者を知り、ハンセン病患者のために生涯を捧げ、その後を継ぐ姪エダ・ライトとともに、回春病院を創設した。当時ハンセ

ン病は、「伝染する不治の病」と誤解され、迫害を受けていたが、リデル女史はハンセン病患者のために、英国、日本の教会、政財界に寄附を募り、回春病院を創設したのである。そして、エダ女史は、明治29年（1896年）に来日し、リデル女史の後継者としてハンセン病患者のために尽くした。両女史は、ハンセン病患者を普通の人と同様に取扱い彼らの生活に助力してきたのである。しかし、昭和16年2月3日をもって、回春病院は太平洋戦争時に敵国人と認定され、突然、強制解散させられた。この事態について、ライト女史が残したという日記に、“Our dear lepers taken from me by the Government”の記載がある⁵⁾。わが国の政府が彼女らからハンセン病患者を奪い、回春病院を閉鎖させ、ライト女史をオーストラリアに追放した。そして、太平洋戦争が勃発した。

（私が赴任していた熊本大学法学部の黒髪脇の道を立田山自然公園の方に上ると左側には、ラフカデョ・ハーンの墓のある小峰墓地、右には、リデル・ライト・ホームと両女史の記念館がある。その先には、細川家の廟所があり、季節の折々散策したことを思い出す。）

(3) 龍田寮と黒髪校事件

閉鎖され、取り壊された回春病院跡に、1942年黒髪校区の「未感染児童保育所」（以下、「龍田寮」という）が設立された。未感染児童とは、ハンセン病に罹患した親を持つ健康な子供達のことであり、この子供達が生活する場所が、未感染児童保育所に他ならない。未感染児童は、当初、九州療養所の敷地内にある「未感染児童保育所恵楓園」に入所していたのであるが、回春病院跡地に移転することとなった。未感染児童は、2歳まで、熊本市内の神水にあるルーテル教会の慈愛園や島崎の待労院などで育てられ、その後は、ここで2歳から21歳まで生活していた。この龍田寮には黒髪小学校の分校が置かれ、未感染児童が学習をした。黒髪小学校への通学は、PTAの反対により、通学できなかったからである。

そして、黒髪校事件が起きた。九州療養所長（後に「菊池恵楓園長」へ改称）であり医師の宮崎松記は、龍田寮児童の保護者との間で地元の小学校への通学を約束した「らい患者と親族関係にある者に対する教育上の差別的取扱の撤廃について」と題する申告書を熊本地方法務局長らに宛てて提出していた。ところが、同じ頃に、らい病予防法改正があり、宮崎園長は、国会において、他の療養所の2人の園長とともに、らい菌の感染力についての知識を有しながら、龍田寮児童の保護者との約

束を反故にし、未感染児童の強制隔離が不可欠であると証言し、事態を最悪の状態に引き込むこととなった。その後、医師である PTA 会長を初めとする龍田寮児童の黒髪小学校への通学を反対する派と賛成派の間で、登校拒否、臨時休校また同盟休校などの事態も生じ、様々な関係者を巻き込んだ先例のない騒動となったのである。結局、1957年に龍田寮児童の分散教育が終了し、龍田寮が事業廃止するまで、未感染児童に係るこの忌まわしき事件は継続した⁶⁾。

(未感染児童が養育されていた慈愛園には、ある思い出がある。長女と長男が神水のルーテル教会所属の神水幼稚園に通っていたのだ。同園の運動場に隣接して、慈愛園があった。当時は、老人ホームだけと考えていたが、後日、らい病未感染児童との関係を識ることとなった。秋の運動会で娘の年長組の家族リレー、ダントツで娘からバトンを受けたが、私は草の根に脚をかけて転倒した。そして、熊本を離れた後、慈愛園の潮田園長の存在を識った。しかし、同園長に対する不信感、免田事件に係る執筆や寄稿文があるにもにもかかわらず、さらに募るばかりであった⁷⁾。)

II. 藤本事件の背景—無らい県運動

厚生省は、ハンセン病患者の撲滅のための30年計画を立てた。しかし、それはなぜであるか。既に、その疾病を治癒させる効能のある治療薬プロミンが存在していたにもかかわらず、政府はその薬のための予算を削り、ハンセン病患者を療養所という檻に隔離する大規模な収容計画を実行することとした。まさしく時代錯誤といえる、誤った国策を強行したのである。そして、全国の療養所の中でも、九州療養所菊池恵楓園は、2100名を収容する世界最大のライセンターとなった。昭和25年8月にハンセン病患者の全国調査が行われ、厚生省は、都道府県にハンセン病患者を一掃する指示と報告を義務づけたのである。熊本県は、同年12月に、熊本市水源村に住む藤本松夫に対して、「翌年2月7日より、国立療養所菊池恵楓園に収容する」旨の通知をした。しかし、藤本はこれに応じなかった。その後、県より藤本に対して、入所勧告が出ることになった。藤本は、熊本、博多、小倉などの病院を巡り、ついに、九州大学医学部からハンセン氏病に罹患していないとの証明を得た。ところが、県の衛生部から、2回目の入所勧告が出されたのである。

当時、菊池恵楓園の所内には、さらに、刑務所支所が設置された。定員は、75名

である。厚生省は、全国の県と療養所に増床した分の患者を、新規に完成した刑務所支所の、これらのスペースを充足するために収容するハンセン病患者狩りを通達指示した。そして、県がさらなる「ライ狩り」を実施したのである。このときに、藤本に対する第1次入所勧告がなされたのである。かくして、無らい県運動の帰着するところにより、療養所、刑務所の完成後に目論まれたことは、ハンセン病患者、または、その疑いのある者達をここに入れるよう陥れることであった。そして、藤本ダイナマイト事件と呼ばれるダイナマイト爆破事件は、国と県が藤本をハンセン病患者であると烙印を押し、これに抗して無罹患証明を得た藤本をこの療養所または刑務所に強制的に隔離するために、無実の藤本を犯罪者に貶めるためになしたことから生じた冤罪事件に他ならない。そして、この藤本ダイナマイト事件は、さらに、殺人冤罪事件へと発展するのである。

Ⅲ. 藤本ダイナマイト事件の発生

1. 藤本ダイナマイト事件⁸⁾

(1) 熊本市の東北約30キロ、阿蘇外輪山の一つ、鞍岳の山なみが菊池野に落ちこむ辺りに水源村日生野(ひおの)がある。1951(昭26)年8月1日午前2時頃農業藤本算(当時49歳)(以下、「F」ともいう)方に2メートル程の長さの竹にくくりつけたダイナマイトが投げこまれた。しかし、その使用法が拙劣だったために完全に爆発せず、Fと二男(当時4歳)が軽傷を負うという事件が起きた。このダイナマイト事件で「殺人未遂、火薬類取締法違反」の容疑で同村の藤本松夫(当時29歳)が犯人として逮捕され、翌年6月熊本地裁菊池恵楓園出張裁判により懲役10年の判決を受けた。

(2) 判決理由によれば、この事件の動機としては、被害者のFが同村役場に勤務中、県衛生課のライ調査に対して、藤本をハンセン病患者として報告し、国立病養所菊池恵楓園に入所を要求されたことがあり、そのために藤本の妻が家を出るなどして平和な家庭が破壊されたこと、藤本はハンセン病に罹患していることが信じられず、これを役場吏員をしていたFの悪意による密告が原因であると思ひ込み、恨みに思っており、そのための遺恨の凶行とされている。この容疑に対して、藤本はあくまで無実を主張した。

(3) この事件では、警察により藤本を有罪とするための物的証拠が作り出されて

いる。例えば、爆破に使った導火線やヒモなどと同じものが、藤本方の家宅捜査で唐突に発見されたとされ、これらが有罪の物的証拠とされた。しかし、藤本や家族の話によれば、家宅捜査の時は何もなかったのに、あとで警察に呼び出された際、自宅から出た証拠物件だとして見せられて驚いた、とっており、この事件もあいまいな点が多いとされる。

また、衣料切符による配給制度の時代、同じ生地はどこにでもあったが、家宅捜査の時ではなく警察で、自宅から出た証拠物件だと見せられて驚いたと、松夫や家族は言っており、そのうえ松夫と当夜、一緒に寝ていた家族の主張は近親者の証言として認められなかった。使われたダイナマイトは旧陸軍の古い物で、入手経路が一切不明であるばかりか、同村では使用経験者はF だけであり、さらに、事件後、松夫が犯人だといったのは、F であった⁹⁾。

(4) 冤罪に関心を持っている読者は、藤本ダイナマイト事件の概要を知るや、お隣の大大分県で1952年6月2日に発生した駐在所爆破事件、いわゆる菅生事件(菅生村派出所爆破事件)を想起されるであろう。この事件では、大分県警の警備部長の指示により、現職の警察官が派出所を爆破し、爆破直後、付近を歩いていた日本共産党員2名が現行犯として逮捕された事件である¹⁰⁾。この事件は、茶番劇ではなく、大分県警が日本共産党の運動を牽制するために、謀略を持って画策した権力犯罪に他ならない。

また、容疑者の家宅捜査のときに、物証が容疑者宅から発見されることもよく採用される手法である。袴田事件では、袴田巖が犯行時に履いていたとされるズボンの共布がタンスの引き出しから発見されたとされたのである¹¹⁾。

2. 藤本ダイナマイト事件判決(熊本地裁1952年6月9日)〈資料〉

(罪となるべき事実)

被告人は、

第一、小学校入学後間もなく父と死別し家計も貧しかったので僅かに一年終了後退学し、その後は熊本県菊池郡水源村大字××番地の自宅に於て専ら弟妹の子守等家事を手伝い、一三歳の頃には実母を扶けて百姓仕事も一人前となり、爾来農業に勤しんでいたものであるが、昭和二五年一二月二六日頃突然同村役場を通じて熊本県衛生部より被告人に対し癩病疾患の為翌二六年二月七日より国立

療養所菊池恵楓園に収容する旨の通知を受けるや愕然として、自己の悲運を痛くなげくと共に実家の将来事とも強く懸念され家族ともども悲観にしているうち、遂には恵楓園に這入って生きんより寧ろ死んでしまおうとまで覚悟したものの、思案の末今一度右病名を確かめんと思い立ち、同年一月一五日頃無断家出し転々として北九州方面の皮膚科医の診断を受けて廻り、右疾病に非ざる旨の証明書等三通貫い受け、これを以って世間の疑惑を晴らし得べしと考へ、喜び勇んで同年二月一〇日頃帰宅し祝宴まで催して人々にその旨伝え、心気一転して再び農業にいそしみ始めた矢先同年二月二四日頃更に県衛生課より村役場を通じ、五月までに右恵楓園に入園せよとの通知を受け再び悲境に陥るに至ったが、之より先右収容手続きは嘗て同村役場の衛生係をしていた近所の同村大字××番地Fがその如く聞込み、かかる悲境に陥ったのは、総べて同人(F)の隠密の仕打ちによるものであると邪推し、同人を深く恨み性来気が荒く執着深い性格なため同人に対する痛憤は日を経るにつれて昂り其の仕打ちに対する怨嗟の情はいよいよ深刻となり、遂には同人及びその家族を殺害し以ってこの怨恨を晴らさんと企て、その機会を狙っているうち同年八月一日午前二時二〇分頃右F方玄関に至り玄関に通ずる表六畳板張りの蚊帳の中に右F及びその妻子五名が就寝しているのを見るや、この機に同人等六名を殺害すべく決意し直ちに長さ二米四〇糎余の竹竿の先端に茶色縞黒布切れ及び紙紐を以て縛着せるダイナマイトに雷管を装填しこれに接続する導火線に蚊取り線香を以て点火したところ表側から二女・・(一五歳)、長男・・(一二歳)、二男・・(五歳)、右F(四九歳)、三男・・(一歳)及び妻・・(四二歳)の順序に就寝せる該室の右Fの枕元附近をめがけてこれを差入れ、同人の頭部より約三〇糎の処に於て突如右ダイナマイトを暴発せしめて同人等の殺害を図ったが、その使用方法拙劣の為、爆発力弱く、右Fに対し右顔面、右腋窩部、右前膊内側等に治療約七日間を要する爆創及び次男・・(当時五歳)に対し顔面部に治療約一〇日間を要する爆創を与えたに止まり、殺害の目的を遂げず、

第二、法令上許された場合でないのに、前記日時場所で爆薬である前記ダイナマイトを擅に爆発させたものである。

3. 冤罪藤本事件の端緒—控訴審中の逃亡

藤本は、控訴審において無罪を主張したが、控訴審裁判進行中の1952年6月16日、

菊池恵楓園にあった熊本刑務所代用留置所（外監房）を抜け出し、指名手配された。「十年のぬれぎぬ」に加え、「らい」なら刑が終えても帰れず、死んだと同じではないか。母と娘の顔をひと目見て死のう、と考えたからであったといわれている。

ところが、3週間後の7月7日午前7時頃、同村大字原綿打区西方の山林中で、Fが全身に20数カ所の切刺傷を負い、惨殺されているのを登校中の小学生が発見した。山中に寝たり、人気のない小屋にひそみ、家に近づく機会を待っていた藤本はそれから6日後、発見されて警官や村人達に包囲された。藤本は逃げようとして拳銃で射たれ、「単純逃走、殺人容疑」で逮捕された。冤罪藤本事件がここにはじまる。

そして、取調べは、銃弾が貫通した腕の痛みを無視して行われ、1953（昭28）年8月29日、熊本地裁の出張裁判が開始する。そして、この特別法廷における裁判が、隔離法廷であるとして、憲法違反の疑いがあると問われているのである。

IV. 裁判所以外における開廷場所の指定にかかる指示書

1. 裁判所以外における開廷場所の指定について

昭和二十八年六月五日

最高裁判所事務総局総務局長事務取扱

最高裁判所事務総局事務次長 石 田 和 外

（高等裁判所経由）

熊本地方裁判所長 殿

裁判所以外における開廷場所の指定に
ついて

（昭和二十八年五月二十三日付総第七二四号）
に対する依命通達

六月五日付最高裁判所総第七〇号によって、貴廳の法廷を熊本県菊池郡合志村熊本刑務所菊池医療刑務支所で開くことができることになりましたので、これを一般に知らせるため、貴廳の掲示場、菊池医療刑務支所の正門等に相当の告示をして下さい。

これは、藤本事件の単純逃走、殺人容疑事件に係る開廷場所を通達した指示書である¹²⁾。この書面は、裁判所以外における開廷場所の指定に係るものである。そして、具体的には、昭和28年5月23日付けで、藤本松夫を単純逃走、殺人被告事件の刑事被告人として、菊池医療刑務所支所を裁判所以外の法廷、すなわち特別法廷とすることを求めた上申に対して、同年6月5日に菊池医療刑務支所を特別法廷とすることを、最高裁判所事務総局が熊本地方裁判所長に認可したことの通達である。そして、係る事態が、ハンセン病患者であれば、その刑事裁判などを「隔離法廷」で裁判をしてきた最高裁判所の運用の在り方が問われているのである。

2. 『ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書』(2016年4月25日)

最高裁は、『ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書』(以下、「報告書」という)と(別紙)『有識者委員会意見』(以下、「意見」という)を公表した¹³⁾。最高裁の報告書には、この書面を含めて、「開廷場所指定にかかる上申書(28.4.20)」の別表が添付されているが、その内容を散見すると、驚くべきことが記載されている。

①上申期間：昭和23年1月30日から平成2年12月3日まで

②上申件数：180

③上申庁名：地裁，高裁，支部，稀な者として被告人(No.177)

④事件の種類：刑事事件だけでなく，民事事件もある。

⑤処理の結果：許可(一部認可を含む)112件

⑥理由：民事事件では、そして、死刑確定者であること(No.142, 143, 149, 158)、また、戒護上至難(No.145)、関係人多数(No.146)、交通不便(No.165)が理由とされているが、それらの全てが認可されているわけではない。

：刑事事件では、ハンセン病が圧倒的であり、180件数中91件と断トツで過半数を占めている。そして、ハンセン病に係る上申については、一件の撤回を除き(No.5)、その余の全てが認可されている。その余の上申理由を見ると、伝染病である結核が幾つか見られ、その他、脊髄カリエス、神経痛等、胃潰瘍、座骨神経痛、関節ロイマチス、十二指腸潰瘍、糖尿病など様々な疾患がある。しかし、漁期の関係(No.15)、法廷狭隘(No.46)、被告人多数(No.56)、水害(No.77)や火災(No.26, 76)、交通不便(No.125, 165)、庁舎の増改築の理由とい

う無意味ともいえる理由が存在する。

⑦開廷場所：ハンセン病患者に限定して見ると、全91件中、裁判所は、岡山地方裁判所（No. 7）だけであり、その余は、刑務所、医療刑務所・支所、拘置所・支所、少年刑務所、病院、保養所、療養所（28件）（内訳：長島愛生園（8）、東北新生園（2）、栗生樂泉園（5）、菊池恵楓園（9）、邑久光明園（2）、多摩全生園（2）、奄美和光園（1））などが開廷場所である。しかし、注記すべきことは、無ライ県運動の結果、ライ病中央センターとなった菊池恵楓園に移設された菊池医療刑務支所が、昭和28年3月31日から、その開廷場所となり、25件の開廷場所となっているということである。

この別表によれば、ハンセン病患者の刑事事件の個別的な内容の検討を度外視しても、ハンセン病患者を檻の中に隔離する政策¹⁴⁾に加えて、特別法廷という名の隔離法廷の存在と運用がなされてきたことが克明となった。

さらに、2001（平成13）年5月11日の熊本地裁判決¹⁵⁾が隔離政策が不要であったと認定した昭和60年以降においても、27件開廷されていることも確認することができる。隔離政策と隔離法廷が連動したこの最高裁判所の対応の在り方の違憲性が問われて然るべきであるが、この事項については、後述する。

3. 最高裁判所事務総局事務次長 石田和外

(1)「裁判所以外における開廷場所の指定について」の依命通達で注目すべきことが、今一つある。それは、この文書の発信元が最高裁判所事務総局総務局長事務取扱 最高裁判所事務総局事務次長 石田和外であるということである。

石田は、刑事裁判官の道に進み、昭和9（1934）年4月、帝人事件の裁判を担当し、左陪席判事として判決を起案し、事件が事実無根であることを強調するため、「之ヲ例フレハ恰モ水中ニ月影ヲ掬セントスル類ニシテ」という名文句を使って全員に無罪を言い渡し、「司法界に石田あり」と一躍注目された人物である¹⁶⁾。その後、司法省人事課長に就任（昭和22年）した。戦後、司法省の廃止に伴い、戦争責任を問われない旧司法省の石田は出世コースを歩み、1948年、最高裁判所事務局（現・最高裁判所事務総局）へ異動し、人事課長・人事局長・事務次長を歴任。その後、東京地方裁判所長、最高裁判所事務総長、東京高等裁判所長官を歴任。昭和38（1963）年6月6日、最高裁判所判事に就任。昭和44（1969）年1月11日、最高裁判

所長官に就任した¹⁷⁾。この経歴で確認すべきことは、石田が事務次長を歴任し、その後、東京地方裁判所長、最高裁判所事務総長を経て、最高裁判所裁判官に就任しているということである。

(2) 確かに、最高裁判所の内部組織をみるに、最高裁判所の使命と役割からすれば、建前は、最高裁判所長官を含めた裁判官会議が司法権の最高責任者の立場にあり、「法の番人」としての使命を負っている。そして、司法行政についても、その決定権は最高裁判所裁判官会議にあるとされ、その議題をお膳立てをなし、会議による決定事項を実際に運用するのが最高裁判所事務総局であるといわれ、最高裁長官の下、最高裁判所裁判官会議が、最高裁事務総局を支配している構造であるかのような体裁また印象を呈する¹⁸⁾が、現実はそのようでない。

明治憲法下の「司法省」の生き写しと称する最高裁判所事務総局が、自分達の将来の出世コースのゴールともいえる最高裁判所の裁判官のみならず、裁判官全体の出世を差配してきた。加えて、最高裁判所事務総局上がりの石田最高裁長官は、“怒れる若者”達の東大事件のみならず、いわゆる青法協問題に対して、自由党の運動方針案に沿って、ブルー・ページ、「肅正」を実行するのである。再任願を出した63名の裁判官中、青法協会員は8人いた。しかし、熊本地方裁判所の宮本康和判事補だけが再任拒否された。かくして、司法における「容共団体」は肅正され、石田長官は、その在職中、最高裁のレベル裁判官を2名迄に削減させた。そして、極めつけは、石田の後任判事人事である。宮本再任拒否事件で事務総長として活(暗?)躍した吉田豊大阪高裁長官がその後任となった¹⁹⁾。

なお、石田は、長官を定年退職後、昭和53年、現今問題となっている「日本会議」(「元号法制化実現国民会議」後に「日本をまもる日本会議」に改称)を結成したことを付記する²⁰⁾。

(3) ここで、石田和外最高裁長官と最高裁事務総局のことを記載した理由は、2016年4月25日、最高裁が、『ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書』を公表し、最高裁が隔離法廷を「ハンセン病患者へ差別を助長した」として謝罪したと報道されたのである²¹⁾が、ハンセン病患者であれば、その刑事裁判などを「隔離法廷」での裁判を認可してきた責任主体を問いたいからである。具体的には、このような認可が最高裁判所裁判官会議で決議され、それを最高裁判所事務総局が運用したにとどまるのか、それとも、最高裁判所事務総局の単独の判断で

係る認可をしたということであるかということである。

V. 2016年4月付調査報告書の疑問

1. ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する最高裁事務総局内における調査者委員会の設置の問題性

最高裁判所事務総局によれば、「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会」を総務局内に設置し、資料の収集や関係者に対するヒアリング等の調査を行っており、これまでの調査結果の整理・分析を進めているところであり、この調査委員会が行っている調査について、広く有識者の意見を聴取し、調査の参考とするため、「ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会」を開催することとした、とする。

このような調査の目的で、最高裁事務総局の内部に、事務総局やその関係者による調査委員会を設置し、その調査結果を内部における雑音を排除して中立かつ公正に調査がなされ、適正な報告書が作成できるという最高裁事務総局の基本姿勢に疑問を抱く必要がある。巷間では、不祥事が発生するならば、第三者機関による調査に委ねるのが通例であり、最高裁判所、最高裁判所事務局もその例外ではあり得ない。

そして、後述するように、ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会は、調査委員会による調査の参考意見を提供するにすぎない組織と位置づけられていることに根本的な問題がある。

2. ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会の設置にかかる問題性

最高裁のホームページには、「ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会開催要綱」が掲載されている²²⁾。それによれば、

「1 趣旨 最高裁判所事務総局に置かれた「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会」(以下、「調査委員会」という。)が行っている標記の調査について、広く有識者の意見を聴取し、調査の参考とすることとする。

2 構成員 石田法子 弁護士、井上英夫 金沢大学名誉教授、大塚浩之 読売新聞論説副委員長、川出敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授、小西秀宣 弁護士

3 会議

- (1) ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会（以下、「委員会」という。）は、最高裁判所事務総長が、2の構成員の参集を求め、開催する。
- (2) 委員会には、構成員の互選により座長を置く。
- (3) 委員会は、非公開とする。
- (4) 委員会の庶務は、最高裁判所事務総局総務局が行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、委員会の開催・運営に必要な事項は、調査委員会委員長が座長と協議の上、定める。 以上

とある。

この有識者委員会開催要綱についても、幾つかの疑問が生ずる。

第1に、開催趣旨である。この有識者委員会がハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査を行い、最高裁事務総局から独立した調査報告書を作成し公表することに意義があるのであり、調査委員会の報告書の作成のための意見を具申する組織にとどまるのであれば、その存在意義は極めて乏しいといわざるを得ない。

第2に、委員会の構成員の選出のプロセスの公開されていないが、ここでは、この選出プロセスの密室性の問題だけを指摘しておく。

第3に、最高裁判所事務総長が有識者委員会の開催・参集権を有することも、有識者委員会の独自の調査を制限するものであり、妥当とはいえるものでない。

第4に、会議の開催に当たり、この要綱に定めていない委員会の開催・運営に必要な事項が、調査委員会委員長が座長と協議の上、定められるとすることも奇異である。なにゆえ、有識者委員会の開催につき調査委員会委員長が登場して必要事項の決定に容喙する権限を有するのか、理解できない。

要するに、最高裁事務総局は、有識者委員会に独立の存在として調査権限を認めるのではなく、できるだけ調査させないための開催要領を定めたという他ならないということではないか。

3. 有識者委員会による調査が、調査報告ではなく、意見書として取り上げられていないことが不可解であること

2016年4月25日に公表された最高裁事務総局の調査報告書の付け足しのよう

頁程度の「(別紙) 有識者委員会意見」が公表されているにすぎない、この調査報告書の形式・外形的な体裁に、まず、驚かされる。しかし、内容は、憲法上の二つの点での違憲判断の疑いありの指摘がなされ、正鵠を得た意見が表明されていると理解するが、その根拠などを敷衍することが許されず、意見の論拠を取り上げるために少ない紙幅しか許容されなかったのかもしれない。いずれにせよ、最高裁事務総局が、有識者委員会の意見書を調査報告書として独自に取り扱わない姿勢に問題がある。

4. 調査報告書の内容の問題点

(1) 紙幅の制限もあり、ここでは、ハンセン病を理由とする開廷場所の指定について、最高裁判所裁判官会議の議決が存在したか否かの検討だけをする。調査報告書の第四 認定事実、第1 前提事実 2 開廷場所しての上申に関する手続(調査報告書8頁以降)を見ることにする。

(2) 最高裁判所における開廷場所の指定上申の手続処理については、まず、裁判所外における開廷の必要性の判断及び開廷場所の指定は、最高裁判所の司法行政権の行使として行われるものであるから、裁判官会議の議によるべきものである(裁判所法12条1項)との記載がある。

(3) そこで、開廷場所指定の上申一覧の別表番号1(1)番の事件については、昭和23年1月30日の最高裁判所裁判官会議において、「横浜地方裁判所に係属中の被告人……に対する……被告事件につき、開廷の場所を横浜刑務所内と指定する」との議決がなされ、また、別表番号2(2)番の事件についても、昭和23年2月13日の最高裁判所裁判官会議において、「仙台高等裁判所の被告人……(癩患者)に対する……被告事件につき、盛岡少年刑務所において法廷を開かせることとする。」との議決がなされた、とある。最高裁判所裁判官会議の議事録を検分しているわけでないので、鵜呑みにせざるをえないが、疑問は、最高裁判所裁判官会議と最高裁判所事務総局による、次の処理の仕方である。

(4) すなわち、別表番号2(2)番の事件について議決した昭和23年2月13日の最高裁判所裁判官会議において、同時に「癩患者を被告人とする下級裁判所の刑事事件につき、裁判所以外の場所において法廷を開かせることについては、今後、事務局をして処理せしめ、裁判官会議は、その報告を受けるに止めることとする」と

の議決がなされた。

そして、このような事情からすれば、ハンセン病患者を被告人とする下級裁判所の刑事事件についての開廷場所の指定については、昭和23年2月13日の議決以降、裁判官会議から専決権限を付与されて、事務総局限りでの処理が行われていたものと推認される、というのである。

(5) ここには、司法行政事務を行う責務を有する最高裁判所裁判官会議で議決されるべき事項が、報告事項として処理されている異常性がある。裁判所法で、裁判官会議の議決事項とされるべき事項が、裁判官会議から専決権限を付与されて、事務総局限りでの処理が行われることとなったというのである。開廷場所の指定上申の手續処理は、裁判所法、ひいては、憲法の趣旨は無視され、爾後、最高裁判所裁判官会議を離れて、事務総局の掌中に収められたのである。

この取扱は、ハンセン病を理由とする刑事事件については、菊池恵楓園、菊池医療刑務所支所においても、この処理方法で行われ、また、No. 75で紹介した昭和28年6月5日に認可された藤本事件における裁判所以外における開廷場所の指定についても事情は、同様であった。

(6) 隔離法廷の違憲性を検討する前に、最高裁判所が、法廷にかかる事務取扱を規定する裁判所法69条2項に違背し、事務総局の専権事項としたことの違法性を指摘する。報告書では、開廷場所の上申については、事情を知る「下級裁判所が裁判所法69条2項に基づく開廷場所指定の上申を行い、最高裁判所がその上申を認可又は却下することにより行うものとされている」と記載されているが、同法69条2項の文言は、そのようでない。「最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる」と定めており、その許認可権限を事務総局の専決事項とすることができるなどの定めがない。最高裁判所事務総局が、この事項を専決事項とされたか、又は、したか否かにかかわらず、爾後、裁判所以外における開廷場所の指定の事項も、司法判断を離れて、専ら事務総局なる行政に委ねられてきたということに他ならない。

VI. 2016年4月25日「最高裁 違憲回避ありき」

1. 見識者委員会の意見骨子

後述する最高裁判所長官等の談話の内容の妥当性を判断する素材として、有識者委員会の意見要旨の一部を掲載する²³⁾。要旨のうち、○検証の「時間の壁」、○60年以前の合理性、○将来に向けての提言は、省略する。

「●憲法の「平等原則」との関係

特別法廷の問題の本質は、法廷が社会から隔離された場所で行われた点にある。ハンセン病患者以外の被告と異なり、機械的に特別法廷を開く運用は、不合理な差別的取り扱いだったのは明らかだ。裁判所自らが一般社会の偏見差別を助長しており、憲法14条の平等原則に違反していたと言わざるをえない。

●憲法の「裁判の公開原則」との関係

報告書は、特別法廷は憲法37条、82条の要請する「裁判の公開原則」に反さないとしたが、実証は十分とは言いがたい。

報告書は、裁判所の正門などに掲示があり、傍聴もされていたという文書をもって、「公開原則に違反する事例があったとは確認できなかった」とした。だが、法廷が一般の人に実質的に公開されていたというのには無理がある。

療養所自体が激しい差別の場であり、法廷も一般社会から隔離されていた。傍聴も在園者、家族、職員にとどまった。療養所自体が一般の人には近づきたい場所であるから、その中の法廷はさらに近づきたいものだった。特別法廷が憲法の要請する公開原則を満たしていたかどうか、違憲の疑いはぬぐいきれない。」

2. 三者の異なる謝罪内容の違和感

各社新聞・マスコミ等で大きく取り上げられた謝罪は、大別すると三様ある。

(1) 最高裁の今崎事務総長

今崎事務総長が記者会見に臨み、「裁判所の事務方が行った手続きが違法だったかどうか」だった、「裁判が憲法違反であったかは、訴訟手続きの中で判断すべきで、手続き外の検証は許されない」と強調したり、繰り返したと報道されている²⁴⁾。

(2) 最高裁判所裁判官会議談話

「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表するに当た

り、同報告書に示されたとおりハンセン病に罹患された方々への裁判所による違法な扱いがなされたことにつき、ここに反省の思いを表すものです。

長きにわたる開廷場所の指定についての誤った差別的な姿勢は、当事者となられた方々の基本的人権と裁判というものの在り方を揺るがす性格のものでした。国民の基本的人権を擁護するために柱となるべき立場にありながら、このような姿勢に基づく運用を続けたことにつき、司法行政を担う最高裁判所裁判官会議としてその責任を痛感します。これを機に、司法行政に取り組むに当たってのあるべき姿勢を再確認するとともに、今後、有識者委員会からの提言を踏まえ、諸施策を検討して体制づくりに努め、必要な措置を、速やかに、かつ、着実に実施してまいります。

ハンセン病に罹患された患者・元患者の方々はもとより、御家族など関係の方々にはここに至った時間の長さを含め、心からお詫びを申し上げる次第です。」²⁵⁾

(3) 最高裁判所長官寺田逸郎の会見一問一答

寺田長官は、会見の冒頭に、特別法廷の問題に触れ、「最高裁として自らを省みて二度とこのようなことを繰り返すこととがないよう決意する。裁判所の対応に、差別の助長につながる姿勢があったことは、痛恨の出来事だ」と話した。

調査の過程で、特別法廷が憲法の「法の下での平等」に反すると有識者に指摘されたにもかかわらず、報告書で認めなかったことについては「違法と結論づけたので、それ以上に憲法違反かどうかの判断は法律的には必要ない」と説明。「事務総局が（憲法判断を）躊躇したのは、理解できる」と繰り返した。

特別法廷が実質的に「非公開」で、憲法の保障する「裁判の公開」に違反すると指摘に対しては、「資料が乏しい中で、『公開の法廷』を意識した設営作業がみられた」と発言。「調査によっては個々の裁判の判断に影響を与えることにもなりかねず、調査の限界を踏まえたのだろう」と語り、「裁判官の独立」への配慮を強調した。（以下省略）（市川美亜子）」²⁶⁾。

3. 三者の会見と談話の評価

これら三者の会見と談話は、どのように評価されるべきであるか。

まず、今崎事務総長の会見であるが、何故謝罪しているのか、その理由が聞こえてこない。開廷場所の指定上申の手续処理が裁判所法に違背しただけのことでは済まされない。ハンセン病患者またはその疑いがあるという理由で、憲法の趣旨を無

視し、「裁判の公開」や「法の下での平等」を蹂躪してきたことの過誤が無視されている。

最高裁判所裁判官会議の談話には、基本的なことが欠落している。開廷場所の指定の許認可権限を事務総局の専決事項にしたことについての言明がない。この点については、木谷明弁護士が、「最高歳の裁判官会議が事務総局に処理を一任したのが問題なのだから、謝罪は事務総局ではなく裁判官会議がすべきものだろう。」²⁷⁾と指摘されているが、同趣旨の指摘であると解される。今崎事務総長の謝罪は、最高歳事務総局が最高裁判所裁判官会議を凌ぐ存在であることを誇示するものとも受け取られよう。また、この談話では、「誤った差別的な姿勢」の表現がある。事態は、まさしく「的」ではなく、ハンセン病患者を「差別した」のである。基本的人権と裁判というものの在り方を揺るがす性格のものであると判断したというのであれば、藤本事件も含めて個別的な事件の冤罪の可能性についても、積極的かつ徹底的に問い質すべきではないのか。

寺田長官の会見内容は、驚愕するものである。特別法廷が憲法の「法の下での平等」に反すると有識者に指摘されたにもかかわらず、報告書で認めなかったことについては「違法と結論づけたので、それ以上に憲法違反かどうかの判断は法律的には必要ない」と説明したのである。違法であれば、違憲判断が法律的に不要だなどという事が、最高裁判所長官の口から語られることに、わが国の司法に失望するとともに、裁判官の資質の貧困性を感じたのは、私だけであろうか。

「事務総局が（憲法判断を）躊躇したのは、理解できる」と繰り返したことについては、本来は自分が違憲判断すべきことを失念して、最高裁判所裁判官に優越する権限を有している事務総局への思いやりであろうか。

三者の会見と談話を識る限りにおいて、有識者委員会の意見とは異なり、三者は、凡そ「法の番人」とは到底評価できないことも判然としたのではあるまいか。このような憲法規範を遵守しない司法の下で、藤本事件は審理され、藤本松夫には死刑判決が下され、そして再審請求の半ばで死刑が執行されたのである。

Ⅶ. 冤罪藤本事件²⁸⁾

1. 特別法廷の裁判で死刑の判決

単純逃走・殺人の容疑者として逮捕された藤本松夫に対する取調べは、銃弾が貫

通した腕の痛みを無視して行われ、藤本は、同容疑で起訴された。1953（昭28）年8月29日、菊池恵楓園医療刑務所支所の特別法廷の裁判で死刑の判決が下された。

第一審では「開拓団の会議に急ぐ藤本算に遭うや、やにわに所携の短刀を以て他人の頭部その他を突き刺し或いは切付け」と認定、国警隈府地区署の白木巡查長他2名により、殺害現場から歩いて10分位の一所有者が農具置場に使っていた小屋から発見された短刀が凶器とされ、さらに事件当夜、叔父の家を密かに訪ねて被告が「やってきた」と言ったという叔父、叔母の証言が決め手とされた。

藤本は、同年12月1日福岡高裁へ控訴したが、29年12月13日、原審の死刑が是認され、藤本の控訴は棄却された。

2. 全患協の救援活動

昭和28年9月、同じ病気に苦しむ全国の療友は、藤本の無実を信じ、この裁判に疑問を抱き、全国ハンセン氏病患者協議会（全患協）を中心に「公正裁判」を要求して藤本の救援に起ち上る。

この救援活動の骨子となるのは、

- ①被告の人間性や生命が、ハンセン患者であるために軽んじられている。
- ②人間の生命はたとえその人がどのような境遇におかれていようとも、なににもまして尊い。かりに藤本が罪を犯したとしても、不完全な裏付けで尊い生命を奪うことは人道上妥当でない。
- ③死刑という極刑は、ハンセン病患者への見せしめの意図がある。

ということであった。

全患協は、この事件を重大視し、人権のためばかりでなく、裁判の公正と名誉のために世論に訴え、民主団体や文化人に援助を求め、乏しいなかからカンパを出しあって、救援と裁判の費用を集め、第二審判決を不当として30年3月12日、自由法曹団の関原勇、野尻昌次、柴田睦夫弁護士らにより最高裁に上告した。昭和31年4月、32年3月と2回にわたる口頭弁論が開かれたが、同8月23日上告は棄却され、死刑が確定した。弁護団では、直ちに判決訂正申立を行い不当なお白砂的暗黒裁判を弾劾し、全患協では、「藤本松夫氏を死刑から救う会」を組織して運動をすすめていたのである。

3. 公判の経過と突然の死刑執行

①「特別法廷の設置」裁判所法69条2項

：国立ハンセン病療養所菊池恵楓園内，熊本刑務所菊池支所

②第1審（殺人被告事件）4回の公判期日

：被告人は，罪状認否で全て否定

⇒国選弁護人の対応（意見としてのべることなし，検察官請求の証拠請求すべてに同意，現場検証に弁護人も被告人の立ち会いなし）

：審理開始後，1953年8月29日，僅かに8ヶ月で死刑判決（竜口裁判長係）

③自由法曹団による本格的な無罪立証の開始

⇒1954年12月13日 控訴棄却

④最高裁上告棄却

⇒1957年8月23日 死刑判決の確定

⑤全患協による再審運動開始＝「救う会」

：1957年10月2日 第1次再審申立

1960年12月20日 第2次再審申立

1961年3月24日 請求棄却

1961年7月6日 即時抗告棄却

1962年4月23日 第3次再審申立

その途中（9月11日 法務大臣死刑執行指揮書に押印）

1962年9月23日 第3次再審申立却下

翌日 死刑執行

裁判の経過からみると，犯罪事実は，ほとんど確定的であるかのような印象が与えられる。しかし，本件について，裁判所が有罪判決を下すための唯一の有力な証拠としたのは，逮捕直後の藤本の自白調書と叔父，叔母の証言である。しかし，いずれも根拠が薄弱であり，任意性がない。本件では，有罪を認定する物的証拠が不十分であり，いちじるしい疑問点が残されていた。そして，事実誤認があるにもかかわらず，死刑が言い渡された。この理不尽な判決により，藤本の犯行は何ら確証されず，事件の全貌は明らかにされていない。公判及びその後にあられた事実は，疑問と不信を呼び起こすに十分なものといえることができる。

4. 藤本事件の核心

藤本事件の核心とは何であるか。国策として、ハンセン病患者を絶滅すること、そのために患者を療養所内に設置された刑務所に収容し、ダイナマイト事件のでっちあげを隠蔽するために第二の冤罪を構成したことである。一審以来の裁判の経過をみると、各裁判所は、事件の真実を探究するのを故意に避け、おろそかにし、藤本により犯行されたことを最初から既定方針として、ひたすら有罪へ、死刑へと判示してきたのである。最高裁の判決によっても、何一つ解明されていない。

以下では、藤本事件について犯罪事実の上で明らかにされなかった数々の疑問点を追及してみる²⁹⁾。

(1) 有力な証拠とされる自白調書

認定判示にもっとも有力な証拠としてとりあげられている藤本の自白調書は、逮捕された際、警官の拳銃で射たれ、高熱を出し意識が通常でない状況下でとられたもので任意性も真実性もない。藤本は、この自白を除いて、終始犯行を否認していたのである。

(2) 凶器は、一体何であるか。

冤罪事件では、時々凶器が代わることがある。藤本事件はその典型に属する。逮捕された時、藤本は草刈鎌を持っており、「これで殺した」と自白したことになるはずである。ところが、その鎌は錆びたボロボロのもので、犯行の凶器でないことは、裁判所自身認めていたのである。叔母平山ミヨの証言で、凶器の包丁を藤本被告が凶行後、家に現われて「オレは算を今やっつけてきた。このアイクチをどこどこに置いて来たから持ってきてくれ」といい、その証言に基いて捜査したら現場付近から出てきたことになっている。しかし、獄中の藤本被告は「アイクチを持った覚えは全然ない。もし自分にアイクチを渡したという人があれば誰でもいいから調べてもらいたい」といっていたのである。そこで、藤本被告にアイクチを渡したという松原良助氏を検察側が申請して調べた結果、事実と反することが明らかになった。「このアイクチをもって殺したことになっている原判決の認定は、証拠認定上非常な疑問がある」。

証拠物件と認定された庖丁は、鑑定人である熊本大学医学部の世良完介教授が、凶器が刺身包丁ではないかと述べたことを受け、捜査を行うと何と包丁が発見されたという不思議な包丁である。それが犯行に用いられた凶器であるならば、当然血

に染まり血痕の付着が認められなければならないはずであろう。鑑定人世良博士の鑑定結果は、「凶器の金属部分、木柄の部分のみならず、木柄を引き抜き、その間に嵌入している微細な黒砂粒」まで残すところなく検査の対象とし、「極めて微量の血痕にも確実に鋭敏な反応を呈する方法であって、その検査において陽性の反応が得られない場合は血痕として追求し得べき方法がない」ほどの精密な方法をとっているが、その結果は「完全に陰性であって、各部において血痕と認められるべき汗斑あるを認めない」と鑑定した。

これに対する裁判所の認定は、被告が凶行後洗ったのだらうとした。洗えば、血液がなくなると考えること自体非常識な判断である。洗っても化学反応は得られるし、木柄の部分に入ったものは、洗い落すことは不可能であり、被告が確かに洗ったということは審理の上でも何ら立証されていないのである。また、この庖丁を藤本がどこからどうして手に入れたか、彼が所持していたかどうかさえ何ら証明されていないのである。

(3) 藤本の身体や衣服に被害者の血痕が付着していない

被害者の死因が頭部、頸動脈切創に基く失血によるものであるとすれば、また、藤本が犯人であるとすれば、胸部や顔面等に相当の返り血を受けていなければならないはずである。しかし、藤本の身体や衣服には一粒の血痕の附着が認められていない。このことは、事件発生直後、藤本と会った叔父平山市次及び平山ミヨの証言によっても明らかである。また、証拠物件中のタオルおよびズボンには血痕があり、これが有力な証拠品とされているが、これらは藤本が逮捕された際、警官の拳銃で手を射たれた自分の血が附着したものであることは明白なのである。

(4) 審理の過程ですり替えられたタオル

原審において、検察官は、タオルが藤本の所持品であり、血痕が被害者のものであると主張したことに對して、藤本は、これが「逮捕当時、母と妹が手当をした際、首から手を吊ってくれたもので母または妹のタオルである」と主張していた。

これは極めて重要な争点であり、藤本チズオ（妹）、藤本マツエ（母）、藤本健男（弟）の証言と藤本さんの終始変らぬ供述によっても、妹チズオのタオルであることが証明されているのである。ところが、証人出口正治外3名の警察官の証言によると、藤本チズオのタオルは駐在所で工藤医師の手当を受けた後、紛失したことに

なった。このような重要な証拠品を紛失したということには、首肯できる理由がない。場所や機会から考えて信じられる証言ではないのである。わが国の冤罪事件では、このように被疑者や被告人に有利な証拠は、いとも容易に隠滅されたり、遺棄されたりすることが数多く生じてきた。

さらに、この事件で証拠品として提出されているタオルは、一滴の血痕もなく、本件とは全く無関係であることが明瞭であった。にもかかわらず、警察官はこれを証拠品とした。もっとも有力な証拠品である血痕が相当附着した藤本の妹のタオルである、逮捕現場から右手を吊っていたタオルは紛失したとされ、大堀検事から請求を受けてはじめて捜査の形式をとっているが、タオルがすりかえられた疑いが濃厚であると言っている。いや、断言することができる。

(5) 真実性に欠ける叔父、叔母の証言

この裁判では、藤本の親類側から、何らの援助も協力もなかったことが指摘されなければならない。ハンセン病に対する偏見の強い片田舎で、一族の中に患者を出したことは、それだけで考えられないほどの衝撃を与えたと思われる。獄中の藤本被告人は、叔父平山市次から一族のために「死んでくれ」といわれたことがあると告白している。藤本が叔父、叔母に犯行を冒し、凶器の隠匿場所を告げたことになっているのであるが、凶器その他について何らの証明がない。裁判所の見解によれば、凶行後、刃物の血を水で洗って「証拠隠滅」するほど注意を払った人間がなした行為としては到底考えられないことであり、叔父、叔母の証言は真実性のないものであるといわざるをえないのである。

5. 裁判の法律上の問題

(1) 法令に反する藤本裁判

藤本被告がハンセン病患者であるがゆえに、刑事被告人に保障されている適正な手続がとられなかったことを知りうる。例えば、検事側証人に対する反対尋問も行われず、第一審公判調書には、裁判長の署名押印また裁判官差支えの場合の法的手続がとられておらず、明らかに、刑事訴訟規則第46条に違反している。以下では、裁判に見られる法律上の問題点を素描するとどめる。

①特別法廷の設置違憲の疑い（62条2項）

= 藤本さん（神経ライ：陰性）

- ②らい病患者の公判＝非公開，白装束と火箸⇒司法による，ハンセン病患者に対する差別と偏見の植え付け
- (2) 証拠保全手続の濫用（刑法227条による裁判官による証人尋問）
公判前の証人供述：被疑者，弁護人，検察官の立ち会いもなく行われた。
- (3) 実質的弁護の不在：弁護人の依頼権，黙秘権，反対尋問権が保障されず
①罪状認否，②書証に対する全面同意：書証に対する弾劾が皆無，③現場検証への立ち会いの懈怠，④重要証人への尋問の懈怠
- (4) 「凶器」をめぐる法医学鑑定の問題点
熊本大学医学部 世良完介：「凶器の血，洗い流した」
九州大学医学部 北条春光：「すべて陰性，そもそも鑑定資料も不潔であるし，」
⇒「強いていえば，A型らしい」

6. 終わりに

らい予防法違憲国倍訴訟弁護団により行われた死後再審，また，現在，「菊池事件の再審をすすめる会」³⁰⁾による再審請求への動きに理解を示し，支援したい。しかし，藤本に死後冤罪が認められたとしても，藤本が生き返る訳ではないが，誤判に基づく死刑を救済することは，国策による不正義を正すためにも，必要不可欠である。

終わりに，藤本松夫が死刑執行の直前，遺書を書く時間も気持ちの余裕もなく，松夫が事務官の代筆により残した手記には，このように記載されていた。

「私は，再審願いが受理されて，無罪が証明されることを信じて疑わない。

私のライは根治している。失われた十年の悲しみは返らないが，私は青天白日の身となったら，故郷に帰って働くだらう。幸薄かった母の老先を幸せでうずめ娘の父であることを誇らしげに名乗ろう。そんな日の到来を疑わない。真実は暗闇に閉ざされてはならないのだから」³¹⁾。

1) 石牟礼道子『苦海浄土——わが水俣病』（講談社，1969年），同編『わが死民——水俣病闘争』（現代評論社，1972年）。

2) 『全患協運動史——ハンセン氏病患者のたたかひの記録』15頁（一光社，1977年）。

3) <https://ja.wikipedia.org/wiki/本妙寺事件>。清正公信仰とハンセン氏病患者については，「第2章ハンセン氏病の歴史（近世）」『ハンセン氏病講義』33頁以下（現代書館，2013年）。

- 4) その報告書の内容は、「本事件あることを予想して以前より社会事業家、方面委員（現在の民生委員）、九州救らい協会の各方面の方々を第5列部隊として（意味不明）具に敵情（まま）の偵察をなし置きたるため、状況が手に取る如く、明に有之、且つ丁度その時が全国行脚より患者が全部帰宅しておることを探知致し申し候。尚、今日の挙の秘密が漏れては一大事、患者を取り逃がす恐れがあるために当所職員すら、二、三の幹部職員の外は全然知らせず、当日午前4時に突然非常招集を行うほどの嚴重なる機密を保ちたるため、患者は全然不意をつかれたる感あり、全く一網打尽にて御座候。本所（菊池恵楓園のこと）職員は患者とは大部分旧知の間柄なれば、検挙に際して警察官と同行したる時、具合が悪かったと申しおり、この間種々なるナンセンスも有之申候。男65、女53、未感児28、非らい11、計157名を刈込み、トラック及び患者用輸送自動車にて、九州療養所に運び、男は警察留置所、女は監禁室に夫々分割収容いたし申候。未感児と申しても多くは貰い子にて最近逃走したばかりの50以上にもなる老婆がすでに赤子を抱いていたり、或いは御念入りに双生児の赤坊まで抱いていたるあり、これには一同呆れ申候。兎角、最高82歳の老人から最低生まれたての赤坊までの百鬼夜行の老若男女150余名を一時に留置したる光景は見物に御座候。また検束留置したる日が生憎出産予定日にて愚図愚図しておれば出てしまうという女もあり、やむなく病室に移し御座をさせる等の騒ぎを演じ申し候。（中略）琵琶弾き座頭夫婦が挙げられて参り手引きする妻が患者にて之は留置し夫たる座頭を還送せんとしたる所、妻と別れては手引きするものがなく早速今日から困るから是非一緒に置いてもらいたいと動かず、妻との別れを悲しむ悲喜劇も演じられ申し候。」
- 5) 小笠原嘉祐「第7章 リデル・ライト両女史とハンセン病救済運動」前掲注3)『ハンセン氏病講義』150頁以下、<http://www.manyou-kumamoto.jp/contents.cfm?type=A&id=119>
- 6) 濱砂美幸「第8章 龍田寮の歴史と黒髪校事件について」前掲注3)『ハンセン氏病講義』191頁以下、また、別表と図参照。前掲注2)『全患協運動史』168頁、<http://machikun.la.coocan.jp/hansen4.htm>
- 7) 熊本日日新聞の記事を見て、潮田総一郎園長によるハンセン氏病の未感児童への対応の延長上に、このような行為がなされていたのを見て、首肯した。「この施設は、キリスト教の精神から生れた奉仕の施設であったが、潮谷総一郎氏が園長に就任し、パウラス女史が教会による定年制で日本を去って以後、慈愛園は墮落の坂道を転っていった事は小紙で以前にも書いたので省略する。現下の慈愛園を見るに、理事とは名ばかりの潮谷義子、柏尾誠之の理事が並び、園の改革への動きは全く見られない」（http://www.kumamoto-kenmin-shinbun.com/back/2008/2008_05/back_05_01.htm）。
潮谷総一郎「免田栄 獄中三十余年 心の遷い」熊本日日新聞社『新版検証・免田事件』197頁以下（現代人文社、2009年）。
- 8) 前掲注2)『全患協運動史』65頁。矢澤昇治「「藤本事件」——ハンセン氏病患者の故に、死刑台送り」『冤罪はいつまで続くのか』77頁以下（花伝社、2009年）、藤本松夫を死刑から救う会「予断と偏見の裁判 藤本事件」（1957.10）（『近現代日本ハンセン氏病問題資料集成〈戦後編〉』137頁以下（不二出版、2004年）所収）。熊本県『「無らい県運動」検証委員会報告書』92頁以下。
- 9) 前掲注2)『全患協運動史』66頁。
- 10) 上田誠吉=後藤昌次郎『誤まった裁判』（岩波新書、1960年）、清源敏孝『消えた警察官』（現代社、1957年）、清水一行『風の骨』（双葉社、1977年／集英社文庫他）、諫山博『駐在所爆破犯人は現職警官だった』（新日本出版社、1978年）、正木ひろし『エン罪の内幕』（三省堂新書、1970年）、後藤秀生『謀略と秘密警察』（菅生事件対策本部、1960年）など。
- 11) 矢澤昇治『袴田巖は無実だ』175頁（花伝社、2010年）。

- 12) 『近現代日本ハンセン氏病問題資料集成』 1頁より引用（なお、原文は、縦書きである）。
- 13) http://www.courts.go.jp/vcms_lf/2804chousahoukokusho.pdf, 報告書の骨子は, http://www.courts.go.jp/vcms_lf/2804chousahoukokusho_kossi.pdf
- 14) 『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書』という優れた報告書がある。http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=5974&sub_id=1&flid=1&dan_id=1
- 15) 「戦後の混乱期を脱して社会経済状態が回復していったことにより、昭和三〇年に四一二人であった新発見患者数が、昭和三五年には二五六人となり、新発見患者数に顕著な減少が見られたことなどを総合すると、遅くとも昭和三五年以降においては、もはやハンセン病は、隔離政策を用いなければならないほどの特別の疾患ではなくなっており、病型のいかに問わず、すべての入所者及びハンセン病患者について、隔離の必要性が失われたものといわざるを得ない。」（平成一〇年（ワ）第七六四号，同第一〇〇〇号，同第一二八二号，平成一一年（ワ）第三八三号「ライ予防法」違憲国家賠償請求事件）判例時報1748号30頁以下。このハンセン病国家賠償訴訟熊本判決については、別途考察の対象とした。
- 16) 帝人事件については、専修大学今村法律研究室『今村訴訟記録第17巻 帝人事件（一）』（平成5年）から『帝人事件 別巻二』（平成12年）がある。そして、弁護士今村力三郎の帝人事件辯論稿（上・中・下）については、『帝人事件 別巻一』（平成11年）所収されている。
- 17) Cf. [https://ja.wikipedia.org/wiki/石田和外_\(裁判官\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/石田和外_(裁判官))。
- 18) 野村二郎『最高裁判所』9頁以下（講談社現代新書，1982年）。
- 19) 山本祐司『最高裁物語（下巻）』（日本評論社，1994年），巻末の年表は、大いに有益である。
- 20) Cf. <http://www.nipponkaigi.org>, <https://ja.wikipedia.org/wiki/日本会議> など。
- 21) 例えば、朝日新聞2016年4月26日 [13版] など。
- 22) http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/hansenbyo_yusikisyaiinkai/hannsenbyo_yusikisyaiinkai_youkou/index.html
- 23) 朝日新聞2016年4月26日 [13版]。
- 24) <http://www.sankei.com/affairs/news/160425/afr1604250020-n1.html>
- 25) http://www.courts.go.jp/about/siryu/hansenbyo_chousahoukokusyo_danwa/index.html2016/05/07
- 26) <http://www.asahi.com/articles/ASJ524VWYJ52UTL01H.html>
- 27) 朝日新聞2016年4月26日「考論」。
- 28) 藤本事件の参考文献として、前坂俊之「もう一つの免田事件」『誤った死刑』（三一書房，1984年），井上光晴「ハンセン氏病偏見裁判への抗告」『幻影なき虚構』（勁草書房，1966年），徳田靖之「菊池事件・ハンセン病差別の死刑事件」『無実の死刑囚たち』（インパクト出版，2004年）など。
- 29) 藤本松夫を死刑から救う会『予断と偏見の裁判：藤本事件』（1957年），平井佐和子「藤本事件——「真相究明」と再審」九州法学84号（2002年）。
- 30) <http://www5b.biglobe.ne.jp/~naoko-k/kkchindex.html>
- 31) 矢澤・前掲注8）『冤罪はいつまで続くのか』86頁以下から再掲。